

八幡堀水路敷地等活用委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 八幡堀水路敷地等については、昭和63年に「八幡堀水路等敷地整備検討委員会」で整備方針を定めているが、その後23年が経過し周辺の土地利用が変貌を遂げていることから、あらためて用地の有効活用を図るため、八幡堀水路敷地等活用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次にあげる事項を検討する。

- (1) 敷地等の整備方針に関すること
- (2) 敷地等の管理方針に関すること
- (3) その他委員会が必要とすること

(組織)

第3条 委員は別表1にあげる者をもって充てる。

2 委員会には委員長を置き、委員長は建設緑政局総務部企画課長がその職務にあたる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(ワーキング会議の設置)

第5条 委員会を補佐するため、ワーキング会議を設置する。

2 ワーキング会議は、別表2にあげる者をもって充てる。

3 ワーキング会議には座長を置き、座長は建設緑政局総務部企画課河川計画担当係長をもって充てる。

4 ワーキング会議は、座長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員会及びワーキング会議において、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会及びワーキング会議の事務局は、建設緑政局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年1月17日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 八幡堀水路敷地等活用委員会名簿

所 属		摘要
総務企画局	都市政策部企画調整課担当課長	
財政局	資産管理部資産運用課長	
多摩区役所	まちづくり推進部企画課長	
	道路公園センター管理課長	
	道路公園センター整備課長	
	道路公園センター担当課長〔協働推進〕	
建設緑政局	総務部企画課長	委員長
	緑政部みどりの企画管理課課長	
	緑政部みどりの協働推進課担当課長	
	緑政部みどりの保全整備課課長	
	緑政部みどりの保全整備課担当課長	
	道路管理部路政課長	
	道路河川整備部道路施設課長	
	道路河川整備部河川課長	

別表2 八幡堀水路敷地等活用委員会ワーキング会議名簿

所 属		摘要
総務企画局	都市政策部企画調整課 企画調整担当係長	
多摩区役所	道路公園センター管理課 利用調整係長	
	道路公園センター管理課 財産管理係長	
	道路公園センター整備課 土木整備係長	
	道路公園センター整備課 公園整備係長	
建設緑政局	総務部企画課 河川計画担当係長	座長
	緑政部みどりの企画管理課 企画調整担当係長	
	緑政部みどりの企画管理課 管理担当係長	
	緑政部みどりの協働推進課 協働推進係長	
	緑政部みどりの保全整備課 事業調整係長	
	緑政部みどりの保全整備課 緑地保全係長	
	緑政部みどりの保全整備課 維持係長	
	道路管理部路政課 不法占拠対策係長	
	道路管理部路政課 北部指導担当係長	
	道路河川整備部道路施設課 道路維持改良係長	
	道路河川整備部道路施設課 安全施設係長	
	道路河川整備部河川課 環境担当係長	
	道路河川整備部河川課 水防・河川管理担当係長	